

学習者用端末等貸付要綱

制定 令 2 . 12 . 22

（目的）

第 1 条 この要綱は、大阪市立小学校及び中学校に在学の児童生徒（以下「児童生徒」という。）が、学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用する学習者用端末（以下「端末」という。）及び家庭等における場合でインターネットを利用するために必要となるモバイルルータ（以下「ルータ」という。）を、教育委員会が調達する範囲内で児童生徒へ貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

（対象者及び貸付物品）

第 2 条 児童生徒について、端末を貸し付ける。

- 2 インターネット環境が整備されていない家庭等の児童生徒について、ルータを貸し付ける。
- 3 貸し付ける端末及びルータは、児童生徒が在学する学校に配備されたもの又は当該学校の校長が管理するものを充てる。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、学校でのルータの貸付は、次の各号の順とする。
 - (1) 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯で中学校 3 年生又は小学校 6 年生
 - (2) 中学校 3 年生又は小学校 6 年生
 - (3) 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯の児童生徒
 - (4) 前各号に定めるもののほか、校長が必要と認める環境が整備されていない児童生徒

（申請）

第 3 条 申請は、学習者用端末等貸付依頼書（第 1 号様式）（以下「依頼書」という。）を在学する学校の校長へ提出するものとする。

- 2 児童生徒が、在学する当該学校から大阪市立の学校へ転出又は大阪市立の中学校へ進学する場合は、あらためて転出先又は進学先の学校の校長へ依頼書を提出するものとする。

（審査）

第 4 条 校長は、ルータを貸し付ける場合については、前条の規定により提出された依頼書を審査し、貸付の可否を依頼書内の学校使用欄へ押印し、貸し付ける場合は保管する。

- 2 校長は、ルータを貸し付けない場合は、依頼書へ理由を付して写しを交付する。
- 3 依頼書の内容に変更が生じた場合（学校名を除く。）は、再度依頼書を提出するものとする。

(貸付期間及び貸付料等)

第5条 端末の貸付期間は、児童生徒が大阪市立小学校及び中学校に在学する期間とし、ルータの貸付期間は、児童生徒が大阪市立小学校及び中学校に在学し、当該児童生徒の家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間とする。

2 端末及びルータの貸付料及びルータの通信料は、無料とする。

(管理)

第6条 学校は、貸し付ける端末及びルータを学習者用端末等貸付簿（第2号様式）（以下「貸付簿」という。）により、校長の責任において管理する。

2 学校は、貸付状況に変更が生じた場合は、貸付簿に記載しなければならない。

3 校長は、教育委員会の求めがあった場合は、当該貸付状況を報告しなければならない。

(返却)

第7条 児童生徒が、在学する当該学校から大阪市立以外の学校へ転出又は大阪市立以外の中学校へ進学並びに大阪市立の中学校から卒業する場合は、速やかに端末及びルータを当該学校の校長へ返却しなければならない。

2 家庭等でのインターネット環境が整備された場合は、速やかにルータを校長へ返却しなければならない。

この場合において、速やかに返却されない場合は、校長が督促する。

3 校長から特に返却の要請があった場合は、速やかに端末及びルータを校長へ返却しなければならない。返却の要請を受けた後、再び貸付を希望する場合は、再度依頼書を校長へ提出するものとする。

4 学校は、返却された端末及びルータを貸付簿の内容と照合し、確認出来れば、貸付簿の終了日に記入する。

(破損又は紛失等)

第8条 端末又はルータを、破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し学習者用端末等破損・紛失等届（第3号様式）を校長へ提出しなければならない。

2 校長は、前項の届出があった場合、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 学習者用端末等貸付要綱（令和 2 年 9 月 17 日施行）は、廃止する。
- 3 令和 2 年 5 月 26 日成立の令和 2 年度大阪市補正予算に基づき教育委員会が新たに調達する端末及びルータが配備されるまでの間の各学校においては、廃止前の学習者用端末等貸付要綱（令和 2 年 9 月 17 日施行。以下「旧要綱」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 4 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の際、現に存する端末の小学校 1 年生の児童への貸付については、旧要綱の規定の例による。ただし、当該端末の貸付の対象者は、小学校 1 年生の児童全員とする。